

大阪中央労働基準監督署発表
令和7年7月28日（月）

令和7年7月28日
【照会先】
大阪中央労働基準監督署
06-7669-8726

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

（要求性能墜落制止用器具を使用させる措置等を講じなかった疑い）

令和7年7月28日、大阪中央労働基準監督署（署長 ^{わたなべかずみ} 渡邊和美）は、有限会社松栄商会及び同社の現場責任者を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

（1）有限会社松栄商会（以下「被疑会社」という。）

本社所在地 大阪府堺市美原区平尾

事業内容 足場の組立・解体工事等各種建築工事を行う事業

（2）同社現場責任者 A（以下「被疑者 A」という。）

2 違反条文

被疑会社及び被疑者 A について、

労働安全衛生法違反

同法第 20 条第 1 号

同法第 27 条第 1 項

労働安全衛生規則第 564 条第 1 項第 4 号ロ

同法第 119 条第 1 号（罰則）

同法第 122 条（両罰）

3 事件の概要

被疑者 A は被疑会社の現場責任者として同社が請負った足場の組立・解体工事における安全管理全般を担当している者ですが、同人は、法定の除外事由がないにもかかわらず、高さが 20 メートルを超える足場の解体作業を行わせるに当たり、要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設けず、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置を講じなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

（1）要求性能墜落制止用器具とは、いわゆる安全帯のことで、法令の要件を満たしたものを使用する必要があります。

（2）適用法条文は別紙のとおり。

適用法条文

労働安全衛生法（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

（罰則）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、（・・・中略・・・）の規定に違反した者

（両罰規定）

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則（抄）

（足場の組立て等の作業）

第五百六十四条 事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが二メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

- 一～三 略

四 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。

イ 略

- ロ** 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。